

経営学全書 14

公企業・公益企業経営論

竹中 龍雄 共著
北 久 一

丸善株式会社

経営学全書 **14**

公企業・公益企業経営論

竹 中 龍 雄
北 久 一 共著

丸善株式会社

著者の略歴

竹中龍雄
神戸大学名誉教授・経営学博士
現職 松山商科大学経営学部教授
昭和2年 東京商科大学卒業

北 久一
現職 福井県立短期大学教授
昭和7年 東京帝国大学文学部卒業

経営学全書 14
公企業・公益企業経営論

¥ 1,300

昭和45年3月20日発行
昭和54年2月25日第3刷発行

©1970

著 作 者 竹中龍雄
 ^{たけ}竹 ^{なか}中 ^{たつ}龍 ^お雄
 ^{きた}北 ^{きゆう}久 ^{いち}一

発 行 者 飯 泉 新 吾

著者との申合せ
により検印省略

発 行 所 丸 善 株 式 会 社
郵便番号 103 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

印刷 藤本綜合印刷株式会社・製本 株式会社 松岳社

3334—2366—7924

経営学全書発行にあたって

経営学に関する全書、全集は、かつて、また現在わが国においてもいろいろと刊行され、将来また新たな全集も少なからず、公刊されることであろう。それらの編集が、もとよりそれぞれ独自の意味をもち、またもつてあるが、その内容が経営学の全書といながら、きわめて多様、多彩で、経営研究に関する固有の意味がかえって不分明なものが少なくない。それは、わが国経営学にはいくつかの学派、学説があり、それぞれきわめて異なった内容をもつことにもよるであろうが、むしろ「経営」の理解の安易さに起因することが多いと思料される点が多く、まことに考えさせられるものがある。

ここに本経営学全書を編集するにあたっては、いまや国際的に一般化しつつあるマネジメントを内容とする経営学の立場をとり、しかも、そのうちもつとも固有な見地をとるオーソドックスの立場を堅持した。すなわち、新奇に追従することなく、しかも経営学発展に貢献する新学説、新主張は積極的に吸収し、固有経営学の血となし、肉たらしめることにより、その充実をはかるという立場である。このような経営学固有にして正統派ともいふべき諸課題を四十一巻の大冊に編集し、その各巻の執筆も、このような見地に立脚しつつ、しかも固有経営学発展のために長き努力をかたむけられた研究歴ゆたかなる学者諸氏に依頼した。著名なるわが国経営学者のうち、その学説、学派の相違から、執筆陣へ参加なき諸氏がいささか存在するが、残念なことながら、編集の基本方針によるものであり、またやむを得ることであつた。

したがって本書は、国際的な、しかも国際的レベルの経営学を学習し、さらにきびしき経営の専門家としての能力の啓発を意図する研究者、教育者、さらに経営者自身にとって、正統派の研究の基本として役立つことを期待している。この意味において本書は、未熟なる新学説を紹介して経営研究の参考の一助たらしめるよりも、むしろ本書の研究を出発点として、能力開発に役立ちうる教科書的基本書たらんことを意図としたものである。これはやがて、わが国経営学が直面する混乱を救い、国際的水準への経営研究の向上に役立つとともに、さらに本書は、この水準を抜いた、より高次の経営への発展の基盤ともなるであろう。今後、次々に発表される新説にも幻惑されることなく、正統的経営研究を基盤とし、この見地から採るべきは採り、学ぶべきものは吸収して、われわれの自力をもって経営学の充実、発展に資すべきである。本書はその中心となり、基盤となるよう、経営研究の出発点として研究者ならびに経営者すべての座右にそなえられたいと念願するものである。

以上のような本書出版の編集趣旨は、本書執筆四十数氏によって賛同、支持され、ここにその質と量において、まれにみる全書を世に送り得た。全執筆者に心から感謝の意を表したい。また、わが国経営学の発展に、きわめて多大の犠牲と努力を払われる丸善株式会社出版部に謝辞を加筆することを許された。

昭和四十五年二月

山城 章

序 文

経営学全書の一冊として公企業経営論、公益企業経営論が入れられたことは、この全書の一つの特色であるかと思う。公企業、公益企業の経営学的研究は、現在、ますます重要性を加えつつあるにもかかわらず、正面からそれと取り組んだ研究書は、あまり多くないからである。

経営学が発達し、整備してくればくるほど、公企業、公益企業の研究は経営学体系の一部として充実されなければならない。われわれは、そのような要請にこたえることを期している。

公企業、公益企業の研究は比較的に新しい分野である。まだ開拓的な性格を多分にもつ研究分野である。われわれ両名は早くから斯学に手を染めているのであるが、従来の研究成果を土台にして、それに新しいものをつけ加え、本書をして斯学の発展の一道標たらしめようと念願している。

公企業と公益企業の二つの体系を一冊にしているので、与えられた紙数は充分でない。全般的に細部にわたり解説することは無理である。ここでは、主として私企業一般と対比した場合における公企業経営、公益企業経営の特殊問題を説明することに重点を置き、それぞれの体系を明確にすることに努めた。執筆は、公企業は竹中が、公益企業は北が分担して進めた。

公企業研究は、単に経営学の見地からだけ研究を進めるのでは不充分であり、必要なぎり政治、行政、社会等、非経済的側面の研究に触れ、総合的体系的に考察すべき性格のものである。ここに収載された公企業研究の

部分は、竹中が、さきに刊行した「公企業経営」を基にしているが、他面において、その後に発表した海外の研究に関するものを、できるだけ取り入れている。同時に、それ以後の研究成果も取り入れるように努めている。不十分な紙数の制限の中で、できるだけバランスのとれた解説を、わかりやすくしたつもりである。

北は、これまで公益企業総論の研究を公開しているが、各論の研究をまとめる機会に、まだ恵まれていなかった。今回は、かねての念願がある程度、満たす機会であると思ひ、これまで発表したいいくつかの論文を集成して、体系的にまとめてみた。わが国における斯学の研究の一助になれば幸いである。

公企業経営論と公益企業経営論とは、本来は、それぞれ別個に研究が進めらるべき独立の部門である。しかし両者は共通の広場を相当にもっているので、密接な関係にあるともいえる。竹中と北は、これまでたがいに研究上、協力してきたところが多い。本書は、別々に自分の得意とする研究成果をまとめたものであるが、おのずから、有機的連関ができていのではないかと思う。たがいに読みあつて討議するだけの時間的余裕はなかったが、一卷を二人で分担執筆した場合に起こりがちな不統一の欠陥は免れ得ているのではないかと思う。二人の執筆の特徴が、本書において充分に積極的にでていれば幸甚である。

昭和四十五年二月

竹中 龍雄
北 久一

目次

第一編 公企業経営論	一
第一章 公企業の意義および特質	三
一 序 論	三
(一) 公企業の意義(三)	
(二) 公企業の特質(四)	
二 公企業経営の特質	三
三 公企業の合理化	三
第二章 公企業の経営	四
一 公企業経営の指導目的	四
二 公企業の経営理念	四
三 公企業の経営能率の測定と能率増進策	五
(一) 公企業の経営能率の測定(五)	
(二) 公企業の能率増進策(六)	
第三章 公企業の独立採算制と料金	六
一 公企業の独立採算制	六

二 公企業の料金	四
第四章 公企業の形態	六
第五章 公企業の経営と環境	二四
参考文献	二八
第二編 公益企業経営論	三
第六節 (北久一)	三
第六章 公益企業に属する諸事業の範囲	二三
一 グレーサーによる公益企業の分類と位置規定	二四
二 アメリカにおいて日常用語として表象されているものの範囲	二九
三 州際規制の管轄に属するものを加えて範囲拡大をするかどうか	二四
四 イギリスにおいて public utilities として表象されているものの範囲	二七
五 蠟山政道教授による公益企業概念のアプローチ	二九
六 公益企業に属する諸事業の範囲の劃定	二四
(一) 公衆運輸サービス(二三)	
(二) 公衆通信サービス(二五)	
(三) 電気、ガス、水	
(四) 道の一般供給サービス(二五)	
七 「中間地帯」、有料道路および下水道の場合	二五
参考文献	二八

第七章 公益企業位置の標識	一〇
一 公益企業位置のテスト、必需性と独占	一〇
二 グレーサーの概念規定「変化する内容をもつ、一定した概念」	一五
三 ベンハムの「ローカル独占論」	一六
四 ツビッキーの「必然独占論」	一七
五 自然独占という言葉は、いつ頃、経済学の文献の中に入ってきたか	一七
六 イリーの「自然独占論」	一八
七 わが国の公益企業政策においてとられてきた独占保障の仕方	一九
八 「自然独占によって支えられた公的独占」のケース	一九
文 献	一九
第八章 公益企業の料金とサービス	二四
一 公益企業料金の設定方式と料金原則	二五
（一）公共企業体および政府直営事業の料金（二〇）	二五
（二）地方公営企業の料金（二七）	二五
（三）公益事業会社の料金（二三）	二五
二 総括原価に関する検討	二七
（一）原価主義（二〇）	二七
（二）公正報酬原則による料金設定（二三）	二七
（三）公営企業における総括原価、（公営電気事業の場合）（二三）	二七
（四）設備拡張資金の一部を料金に入れた電々方式（三六）	二七
（五）資本コスト方式、「公共的必要余剰の理論」（三六）	二七
三 サービスに関する規制の主要事項	三三

参考文献	(一) 一般供給責任(三三)	(二) 充分、かつ安全な供給責任(三三)	(三) 不公平な差
	別取扱いの禁止(三三)	(四) サービス停廃の規制(三四)	
参考文献			
索引			
	三六	三六	三六

第一編 公企業經營論

竹中龍雄

第一章 公企業の意義および特質

一 序 論

(一) 公企業の意義

公企業という言葉が広く使用されているけれども、このことはかならずしも、公企業が企業であることが確認されていることを意味しないのであって、公企業が企業の一種であるか否かについては、争いが存する。この問題に対する回答は、企業をどのように解釈するかによって、おのずから異なってくる。ゆえに、まず企業の意義について簡単な吟味を試みよう。

企業の意義については種々の説が存するけれども、企業が営利経済単位であることについては、だいたい意見の一致をみている。著者も以下に述べるような留保を付して、この見解を支持するものである。

企業を右のように解するときは、公企業は企業でないといわねばならない。

しかし、企業を営利経済単位と解しながら、公企業を企業とみなしているものが、少数ながら存在する。これは、営利経済単位の意味と公企業の理解の仕方が違っていることに基因するのである。

営利はしばしば余剰利益の追求と同意義に解釈されているけれども、営利概念をこのように理解するのは正確

でない。なんとすれば、商法にしたがえば、営利は単に余剰利益を追求するだけでなく、さらに、その利益を社員に分配することを意味しているからである。これは、資本主義経済が私有財産制度の基礎の上に立っていることに基づくのである。

この分析は、公企業の本質の解明に大きな意義をもっている。すなわち、余剰利益の追求は公企業においても行なわれることがあるのみならず、資本主義経済における公企業においては、その必要が認められる場合が多いけれども、余剰利益を社員に分配することは、公企業にあっては問題とならない。というのは、公企業は資本主義経済の中にあるという点で、私有財産制度の影響を受けるけれども、直接私有財産の基礎の上に立っているわけではなく、公企業の主体は国もしくは地方自治体である関係上、利益の社員への分配は問題とならず、ただ、公企業特別会計から公企業の余剰利益を一般会計に繰入れることが行なわれるのにすぎない。この場合にあっては、公企業の余剰利益を公企業特別会計から一般会計へ繰入れることは不可避の現象でなく、むしろ、このような繰入れをしないことが理想である。

公企業の研究者の中には、公企業の不足経営主義を排斥すると同時に、その収益主義的経営をも排斥し、収支が均衡する自足経営主義 (self-supporting principle) を支持しているものが多い。わが中央政府も、かつて地方公営企業に対する行政監督において、これを採用したことがあるけれども、これを理想とするためには、われわれは経済の発展の存しない単純再生産の社会を前提しなければならぬ。

もし、ここにいわゆる自足経営主義を一会計年度ごとのものと解するときは、さらに、静止的静態経済をも前

提しなければならなくなる。しかし、このような社会は現在の文明国では実存せず、われわれの社会は動態経済である。ゆえに、景気変動その他の原因により、ある会計年度においては利益を生じ、他の会計年度においては損失を生ずることは不可避である。したがって、公企業の自足経営主義は数会計年度にわたる長期のものでなくてはならない。短期についてみれば、事実上、損益が発生することを認め、これを自足経営主義の原則にしたがって、合理的に処理することを意味するものでなければならない。

ここに注意を要するのは、資本主義経済における公企業は通例、単純再生産に甘んずることをえないのであって一定の範囲における、また、一定の方法をもってする拡張再生産を行なわなければならない事実である。この場合、拡張再生産のための資金の調達、公企業債をもって行ない、その払いを公企業の利用者に負担させるのを理想とする。このようにすることによって、自足経営主義の原則が維持されるけれども、実際においては、財政上の都合や資本市場の状態によって、拡張資本のすべてを公企業債によって調達することができない場合が多い。したがって、その場合には、自己金融によらざるをえないのである。これを可能にするため、公企業の収益主義的経営の必要が認められるのである。

私企業においては自己金融は広く行なわれているから、右のようなやり方を全面的に非難するわけにゆかないが、公企業については、無制限に、また無条件に、自己金融を認めることはできないのである。しかし、さればというて、自己金融を全然認めないのは誤っており、一定の条件の下に、一定の範囲において、これを認めなければならない。

なお、資本主義経済においては、公企業といえども市場経済の変動に基づく危険を負担するから、これに対する備えをもつことが必要となる。この意味においても、一定の範囲において、公企業の収益主義的経営の必要が感じられるのである。一部の論者は、かような主張に対して、危険負担のための準備金をコスト化し、もって、公企業の自足経営もしくは原価経営の原則をつらぬくべきことを提唱しているけれども、経営理論ならびに会計理論を無視して、原価経営のいわゆる原価の内容をかってに拡充したり、縮小することは、これを排斥しなければならない。

前述の意味において、資本主義経済においては、公企業といえども利益を獲得しなければならないという主張は、たしかに真理を包蔵しているのである。しかし、公企業における利益の獲得は、私企業の場合と異なり、公企業経営の指導目的ではなくて、第二次的、付随的なものにすぎないのみならず、無限に利益の追求が行なわれるのではない。公企業における利益の獲得は、つねに一定の制限の下におかれる。この例外をなしているのは財政的専売事業である。しかしながら、この場合には、利益の獲得は、市場経済の論理にしたがって行なわれるのではなく、財政的強権力を利用して行なわれていることを見落としてはならない。公企業を企業とみなしているもののうちには、財政的専売事業を公企業の代表的なものと考えているものがあるが、これは利益獲得の表面的現象形態のみをみて、その実態を看過している謬論である。

営利の追求は、私企業の経営の指導目的を構成しているだけでなく、資本主義経済それ自体を動かしている原動力でもある。公企業は資本主義経済における別個のセクターを構成しているのであって、そこでは、私企業と